
サステナビリティ基準委員会の活動状況

本資料の目的

1. 本資料は、第 8 回サステナビリティ基準諮問会議（2024 年 11 月 12 日開催）後のサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）の活動状況を中心にご報告することを目的としている。

サステナビリティ基準委員会の活動状況

2. SSBJ は、前回ご報告後、主に次の活動を行ってきた。SSBJ における審議の概要は別紙 1 のとおりである。

- (1) SSBJ 基準の開発の状況

- ① 「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「開発計画」という。）を踏まえた、SSBJ 基準の開発

- (2) 国際対応の状況

- ① 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）から公表された基準への対応
- ② IFRS 財団公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」への対応
- ③ サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）における対応
- ④ 二者間会合の実施

SSBJ 基準の開発の状況**（SSBJ 基準の開発プロジェクトの決定）（前回のご報告と同じ）**

3. SSBJ は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（令和 4 年度）¹による提言をはじめとした我が国の資本市場関係者からの強いニーズを踏まえ、ISSB の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。IFRS S1 号と IFRS S2 号をあわせて「ISSB 基準」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準）の開発を審議テーマとし、次のプロジェクトを開始することを決定した。

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20221227.html

- (1) IFRS S1 号に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発（日本版 S1 プロジェクト）
- (2) IFRS S2 号に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発（日本版 S2 プロジェクト）

（開発計画の公表及び SSBJ 基準の開発）

4. 当時、ISSB より IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準が公表されていなかったものの、SSBJ としては、確定基準が公表されるまでの間に可能な範囲で日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準の検討を進めておくことが適切と考えられること、また、SSBJ が基準の開発状況を明示することにより、国内外の関係者の予見可能性が高まることが考えられたことから、2023 年 2 月 2 日、SSBJ が開発する基準の範囲、基準の目標公表時期及び具体的な論点の一覧（論点リスト）等を明示した「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」を公表した²。
5. SSBJ は、日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトの目標時期を次のとおり設定し、第 8 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 2 月 2 日開催）より、SSBJ 基準の開発に着手した。

1	公開草案の目標公表時期	2023 年度中（遅くとも 2024 年 3 月 31 日まで）
2	確定基準の目標公表時期	2024 年度中（遅くとも 2025 年 3 月 31 日まで）

6. SSBJ 基準の適用対象企業及び適用時期については、第 30 回サステナビリティ基準委員会（2024 年 2 月 6 日開催）において、金融庁の担当者より、我が国におけるサステナビリティ関連財務情報に関する開示制度について、ISSB 基準との国際的な比較可能性の確保の必要性等も踏まえ、SSBJ の公表するサステナビリティ開示基準の適用が要請される企業の範囲については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（東京証券取引所のプライム上場企業又はその一部）と想定することが考えられるとの説明がなされた。
また、第 52 回金融審議会総会において、新たなワーキング・グループを設置して SSBJ の公表するサステナビリティ開示基準の適用対象や適用時期について議論を行うとの方向性が示され、2024 年 3 月 26 日より「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において議論が行われている³。
7. SSBJ は、金融商品取引法の枠組みにおいて本基準が適用されること、特にグローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業であるプライム上場企業が適用することを想定して開発を行った。

² 直近の計画は 2024 年 4 月 4 日に公表しており、次を参照のこと。

https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/ssbj_disclosure_standards.html

³ 2025 年 3 月 17 日までに、当該ワーキング・グループは 5 回実施されている。なお、本ワーキング・グループの下に「サステナビリティ保証専門グループ」が設置され、2025 年 2 月 12 日より議論が実施されている。

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#sustainability_disclose_wg

(公開草案の公表)

8. SSBJ は、2024 年 3 月 29 日、次の公開草案（以下「2024 年 3 月公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2024 年 7 月 31 日）。
 - (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」
 - (2) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号「一般開示基準（案）」
 - (3) サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」
9. 2024 年 3 月公開草案に対して 100 通を超えるコメントが寄せられた。
10. また、2024 年 3 月公開草案に寄せられたコメント等を踏まえた再審議の結果、2024 年 3 月公開草案の提案を修正することとした内容のうち、指標の報告のための算定期間に関する論点については、SSBJ が改めてコメントを求めることが適切であると考えたことから、2024 年 11 月 29 日、次の公開草案（以下「2024 年 11 月公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2025 年 1 月 10 日）。
 - (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案第 2 号及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 3 号
「指標の報告のための算定期間に関する再提案」
11. 2024 年 11 月公開草案に対して 27 通のコメントが寄せられた。
12. SSBJ では、2024 年 3 月公開草案及び 2024 年 11 月公開草案に寄せられたコメントを分析し、対応案の検討を行ってきた。

(確定基準の公表)

13. SSBJ は、2025 年 2 月 19 日開催の第 49 回サステナビリティ基準委員会において、次の 3 つのサステナビリティ開示基準の公表を承認し、2025 年 3 月 5 日に公表した。
 - (1) サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」
 - (2) サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」
 - (3) サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」

(今後の対応)

14. サステナビリティ開示基準では、2025 年 3 月 5 日に公表した後の対応について、次のように記述している。
 - (1) ISSB により ISSB 基準が新規に公表される又は既存の ISSB 基準が改訂される場合、SSBJ において、SSBJ 基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始する。

- (2) ISSB により教育的資料等が公表された場合、SSBJ において、補足文書の公表の可否について可及的速やかに検討を開始する。
- (3) SSBJ 基準公表後、SSBJ 基準の実務への適用を行う過程で、SSBJ 基準における定めが明確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が関係者により識別され、その旨 SSBJ に提起された場合には、その内容を公開し、別途の対応を図ることの可否を SSBJ において検討する。
- (4) SSBJ 基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、サステナビリティ開示基準の定めを修正することを検討する。

国際対応の状況

(ISSB から公表された基準への対応)

- 15. ISSB から公表されたデュー・プロセス文書に対する、SSBJ の対応は次のとおりである。

(1) ISSB 基準の日本語への翻訳

ISSB は、2023 年 6 月 26 日に IFRS S1 号及び IFRS S2 号の確定基準を公表した。SSBJ 事務局は、これらの基準の日本語への翻訳、解説資料及び解説動画を作成し、解説資料及び解説動画については、SSBJ のホームページに掲載している⁴。

また、SSBJ 事務局は、2024 年 11 月 26 日に IFRS S1 号、IFRS S2 号及びこれらに付属するガイダンスの日本語訳を収録した書籍「IFRS サステナビリティ開示基準」（IFRS 財団公認日本語版）を刊行している。

(2) SASB スタンダード

「SASB スタンダード」とは、IFRS 財団が 2022 年 8 月に統合した旧価値報告財団のサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が開発した、77 の産業別のサステナビリティ開示基準であり、ISSB 基準及び SSBJ 基準において、「考慮する」（consider）ことが要求されている。

SSBJ 事務局が日本語への翻訳を行った SASB スタンダード（2023 年 12 月最終改正）の日本語訳が、2024 年 12 月 10 日に IFRS 財団のウェブサイトに掲載された。

⁴ <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/standard/y2023/2023-0626.html>
基準等の日本語訳は、IFRS 財団のホームページから入手することができる。
<https://www.ifrs.org/issued-standards/ifrs-sustainability-standards-navigator/#pdf-collections---translations>

(3) 教育的資料

ISSB では、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援の一環として、教育的資料を公表している。SSBJ 事務局では、一部について日本語への翻訳を行い、また、一部について解説記事を作成し、SSBJ のホームページにおいて公表している⁵。

なお、教育的資料のうち、SSBJ 基準の適用にあたって参考となると考えられる文書については、当財団の適正手続規則に従い補足文書として SSBJ の了承を得たうえで公表することを予定している⁶。

(IFRS 財団公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」への対応)

16. 2024 年 12 月 19 日、IFRS 財団評議員会は、次の事項の追加及び修正を提案する公開草案「IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの修正案」を公表した（コメント期限：2025 年 3 月 28 日）。

(1) 2021 年 11 月に設立された ISSB に関連するデュー・プロセスに関する記述の追加

(2) 現行のデュー・プロセス・ハンドブックの内容の拡充及び明確化

17. SSBJ は、企業会計基準委員会（ASBJ）と連名でコメントを提出する方向で、コメントを検討する予定である。

(サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における対応)

18. SSBJ は、ISSB の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）のメンバーとなっている⁷。SSAF は、ISSB の基準設定に関連する主要な技術的課題に関して、法域の基準設定主体との対話を正式かつ効率的に行うために設置された。

19. 前回のサステナビリティ基準諮問会議におけるご報告の後の会合の主なアジェンダは、別紙 2 のとおりである。SSAF の次回の会合は、2025 年 5 月 13 日及び 5 月 14 日にビデオ会議にて開催される予定である。

(二者間会合の実施)

20. SSAF のほか、前回のサステナビリティ基準諮問会議におけるご報告の後に、SSBJ は次の二者間会合を実施した。

2024 年 11 月 14 日	グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）との会合
2025 年 1 月 13 日	カナダサステナビリティ基準審議会（CSSB）との会合

⁵ <https://www.ssb-j.jp/jp/activity/educational-materials.html>

⁶ 「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」第 14 条第 4 項

⁷ https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/news_release_20221222.pdf

21. 2024 年 11 月 14 日、SSBJ の代表者は、GRI グローバル・サステナビリティ基準審議会（GSSB）の代表者と東京で最初の二者間会合を実施した。

GRI は、環境、社会及び経済のインパクトに関して評価及び報告し、管理し、行動を起こすための世界的な共通言語を構築する独立した非営利組織であり、GSSB は、GRI のガバナンス下で、世界で広く用いられるサステナビリティ報告のための基準「GRI スタANDARD」を設定している。

22. また、同日に、SSBJ は GSSB との間でより良い企業報告に向けた二者間の取組みに関する基本合意書（MOU）を締結している。本基本合意書は、両者が緊密に連携し活動していくことにより、日本及び世界における企業報告のより一層の発展に貢献していくことを目的としている。

23. 2025 年 1 月 13 日、SSBJ の代表者は、カナダ CSSB の代表者と、カナダのトロントで昨年に続き 2 回目の二者間会合を実施した。本会合において、SSBJ と CSSB の代表者は、お互いの活動の最新の状況を提供するとともに、ISSB 基準の導入に関連する論点等について議論を行った。

以 上

前のご報告時（2024 年 11 月 12 日）の後のサステナビリティ基準委員会における審議の概要

回（開催日）	議 題
第 43 回 2024 年 11 月 14 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① 適用基準案第 70 項に関する検討 ② 適用基準案第 71 項に関する検討 ③ 再公開草案の文案 ④ 「コメント募集及び本公開草案の概要」の文案 ⑤ 測定アプローチに関連する開示（気候基準案第 55 項、第 62 項及び第 64 項）の検討 ⑥ ファイナンスド・エミッション ⑦ コメント対応表（質問 11）（適用基準関連） ⑧ コメント対応表（質問 11）（一般基準及び気候基準関連） (2) サステナビリティ基準諮問会議からの報告 (3) 企業報告の進化と GRI の役割 (4) 2024 年 10 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）の報告
第 44 回 2024 年 11 月 28 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① 公開草案「指標の報告のための算定期間に関する再提案」 ② 「コメントの募集及び本公開草案の概要」 ③ 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」 ④ 自発的なフル適用の場合における別段の定め ⑤ 経過措置 ⑥ 当委員会の補足文書とする IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する付属ガイダンス、並びに ISSB の教育的資料 ⑦ コメント対応表（質問 11：SSBJ 基準全般） ⑧ コメント対応表（質問 11：開示制度関連） ⑨ コメント対応表（温室効果ガス排出に関するその他の論点）

回（開催日）	議 題
第 45 回 2024 年 12 月 16 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① 確定基準公表後の対応 ② 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 ③ 「一般開示基準」の文案
第 46 回 2024 年 12 月 26 日	(1) サステナビリティ関連情報のアップデート (2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① 「気候関連開示基準」の文案 ② 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 ③ 「一般開示基準」の文案
第 47 回 2025 年 1 月 23 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① 指標の報告のための算定期間に関する取扱い ② 2024 年 11 月公開草案コメント対応表 ③ 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 ④ 「一般開示基準」の文案 ⑤ 「気候関連開示基準」の文案 ⑥ 「公表にあたって」の文案
第 48 回 2025 年 2 月 6 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① IFRS S2 号改訂への対応 ② 世界産業分類基準（GICS）の取扱い ③ 「サステナビリティ開示基準の適用」の文案 ④ 「一般開示基準」の文案 ⑤ 「気候関連開示基準」の文案 ⑥ 「公表にあたって」の文案 (2) 2025 年 2 月サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）への対応
第 49 回 2025 年 2 月 19 日	(1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発 ① 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討 ② 「サステナビリティ開示基準の適用」 ③ 「一般開示基準」 ④ 「気候関連開示基準」 ⑤ 「公表にあたって」

以上

前報告時（2024 年 11 月 12 日）の後のサステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）における議題

回（開催日）	議 題
第 7 回 2025 年 2 月 18 日	(1) IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックに対する修正案 (2) 2024 年 11 月に公表された教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」の概要 (3) 教育的資料に関するアップデート (4) SASB スタンドアードの向上 (5) 生物多様性、生態系及び生態系サービス（BEES）並びに人的資本 (6) アジェンダ計画

以 上